

本送信票を含み 1 枚

令和6年8月 29 日

報道機関 各 位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	両津支所の公用車1台が4日間にわたり車検の有効期限が切れた状態で使用されていた。また、この車検切れの公用車を運転したにもかかわらず、運転していないとの虚偽報告を行い、自動車運転日報を改ざんした。	
被処分者所属 及び処分内容	両津支所職員(係長級 50 歳代)	減給 10 分の1 2月間
監督者の処分等	両津支所職員(課長級 50 歳代) 両津支所職員(課長補佐級 50 歳代)	戒告 訓告
処分日	令和6年8月 29 日付け	
特記事項	市長コメント 今回の事案により、市民の皆様の信頼を著しく損なうこととなり、心よりお詫び申し上げます。 今後は、庁内システムの公用車予約欄に車検満了日を掲載し、車両管理課及び本庁担当課が定期的に確認するとともに、運転手が使用する際に車検満了日を確認するなど、複数人でのチェック体制を取ることで、再発を防止し、市民の皆様からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。	
担 当	総務部 総務課 課長 谷川 直樹	
連 絡 先	TEL:0259-63-3111 FAX:0259-63-3300	

送信元：佐渡市役所企画部
秘書広報課広報広聴係
T e l : 0259-63-4679
F a x : 0259-63-3300

